

郵便等による不在者投票

この制度について	<p>選挙人の自宅等で投票用紙を記入し、郵便等で市町村の選挙管理委員会に送付する方法です。投票所に行くことなく投票ができる制度ですが、様々な制限があります。</p>																			
投票できる方 (制限あり)	<p>1. 身体に故障のある方限定 投票所での投票を行うことが困難な、身体に重度の障害のある方のために設けられた制度です。したがって身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方、介護保険被保険者証の交付を受けている方で、下表のいずれかに該当する場合が対象です。</p> <p>2. 手続きには協力者が重要 法定事項ではありませんが、投票までの手続きには「申請書等の書類の提出」や「郵便物の差出」でご家族等のご協力が重要となります。</p> <p>3. 手続きが厳重かつ複雑 書類の受け渡しや記入方法に厳格な定めがあり、手順を誤ると投票が不受理となる場合があります。この方法での投票を検討される方は、あらかじめ選挙管理委員会までご相談ください。</p> <p>4. 日数に余裕をもって手続きを 投票用紙の請求に先立ち「郵便等投票証明書」を申請し、交付を済ませておく必要があります。 告示日から投票日までの日数が短い選挙でこの制度の利用を検討されている場合は、お早めにご相談ください。</p>																			
	<p>●郵便等による不在者投票ができる方の要件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">障害等の区分</th> <th colspan="2">障害等の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">身体障害者手帳</td> <td style="text-align: center;">両下肢、体幹、移動機能</td> <td style="text-align: center;">1級又は2級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸</td> <td style="text-align: center;">1級又は3級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">免疫、肝臓</td> <td style="text-align: center;">1級から3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">戦傷病者手帳</td> <td style="text-align: center;">両下肢、体幹</td> <td style="text-align: center;">特別項症から第2項症</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓</td> <td style="text-align: center;">特別項症から第3項症</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護保険被保険者証</td> <td style="text-align: center;">要介護状態区分</td> <td style="text-align: center;">要介護5</td> </tr> </tbody> </table>		障害等の区分	障害等の程度		身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級又は3級	免疫、肝臓	1級から3級	戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症	介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5
障害等の区分	障害等の程度																			
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級																		
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級又は3級																		
	免疫、肝臓	1級から3級																		
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症																		
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症																		
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5																		
投票できる期間	<p>告（公）示日の翌日から投票日前日までの間 *ただし、投票用紙の請求期限は選挙期日の4日前（必着）までです。</p>																			
投票できる場所	自宅等																			
手続きに必要なもの	<p>1. 郵便等投票証明書（綾川町選挙管理委員会から発行をうけたもの） 2. 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証</p>																			
手続きの流れについて	手順1	<p>身体障害者手帳等を提示して『郵便等投票証明書』の交付を申請します。 *すでに『郵便等投票証明書』をお持ちの方は、申請の必要はありませんが、有効期間が過ぎている場合には再交付の申請が必要となりますのでご確認ください。</p>																		
	手順2	選挙管理委員会からご本人宅へ『郵便等投票証明書』が郵送されます。																		
	手順3	『郵便等投票証明書』が届いたら、投票用紙等の『請求書』を選挙期日（投票日）の4日前まで（必着）に提出してください。																		
	手順4	選挙管理委員会は投票用紙等を郵送します。説明書をよくお読みの上、必要事項を記入し、投票日の前日までに綾川町選挙管理委員会に届くように郵便（簡易書留）で返送してください。																		

	<p>(注)『郵便等投票証明書』の交付申請や投票用紙等の請求をする際に提出していただく書類は、原則本人に署名していただく必要がありますが、書類の提出は代理の方でもかまいません。</p>										
代理記載制度	<p>郵便等による不在者投票ができる方で、上肢又は視覚の障害のため、自ら投票用紙に記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をしてもらうことができます。</p>										
代理記載制度に該当する方	<p>●代理投票制度に該当する方の要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等の区分</th> <th colspan="2">障害等の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳</td> <td>上肢又は視覚</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>戦傷病者手帳</td> <td>上肢又は視覚</td> <td>特別項症から第2項症</td> </tr> </tbody> </table>		障害等の区分	障害等の程度		身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級	戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症
障害等の区分	障害等の程度										
身体障害者手帳	上肢又は視覚	1級									
戦傷病者手帳	上肢又は視覚	特別項症から第2項症									